

令和4年度第5回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年8月10日（水）午後2時00分 安齊教育長

閉会 令和4年8月10日（水）午後2時41分 安齊教育長

2 開催場所

坂戸市役所401会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 安齊 敏雄（教育長）

4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 太田 國夫

次長兼社会教育課長 岡田 全弘

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

中央公民館長 清水 智則

北坂戸公民館長 利根川 明

図書館長 勝俣 敦

学校教育課副課長 野口 潤也

スポーツ推進課副課長 宮崎 格

書記 藤野 陽介

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名 8. 10 教育長、蓼沼委員、藤野書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、松井委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

新型コロナ第7波と言われる感染拡大状況の中にあっても、今回は国において緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が発令されることなく、社会経済活動が優先されていることから、本市においても様々な会議が感染対策を施しながら対面で開催されております。7月21日に社会教育委員会議、

25日に公民館運営審議会、8月4日にいじめ問題対策連絡協議会などを開きました。また、坂戸市文化団体連合会の全面的なご協力の下、子どものための文化体験教室が実施されました。その内、7月24日に書道教室、8月7日に生け花教室を視察して参りました。共に児童と保護者が日本の良き伝統文化を体験しておりました。これをきっかけに将来、これらの文化の良き継承者になってくれれば有難いと思っております。また、7月24日にはオルモで図書館主催の教養講座に参加して参りました。東京都北区王子にあります「紙の博物館」から西村博之学芸部長さんをお招きして、「製紙業と大川平三郎・渋沢栄一のかかわり」というテーマで御講演をいただき、50名程度の市民の方とともに勉強して参りました。また、29日には3年ぶりに西部地区人権教育実践報告会が本市の文化会館で、全体会の参加人数を絞ったり、分科会の時間を短縮したりするなど感染対策に万全を期し開催されました。また、先週4日には全教育委員さんの御参加をいただき、今年度初めて実施した「坂戸英会話教室『城山塾』」を視察しました。参加者の95%から満足、やや満足との感想をいただきました。また、5日には部落解放同盟の行政交渉に副市長とともに参加して参りました。以上この間の報告でございます。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。

(なし)

教育長 ほかにないようですので、以上で報告事項を終わります。

【日程第4 議 事】

議案第17号及び議案第18号は、令和4年9月坂戸市議会定例会に提案される案件であり、議案第19号は、人事に関する案件であるため、非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

◎議案第17号 令和3年度一般会計決算について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第18号 令和4年度一般会計補正予算について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第19号 坂戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 議案第20号、「令和3年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第20号、令和3年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の結果について、報告書を作成し、市議会に報告したいので、この案を提出するものであります。

補足説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和3年度分の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を実施したもので、本年度で15回目の点検、評価となります。実施の趣旨等につきましては、1ページに記載のとおりでございます。本年度は6月24日から7月12日までの間、3回にわたりまして、昨年を引き続き渡辺委員さんと志賀委員さんのお2人に点検・評価を実施していただき、報告書としてまとめました。19の事務・事業を評価の対象とし、第1段階で事務事業評価シートにより、各所属長が事業の必要性、有効性、効率性、目標の達成度等から自己評価を行い、第2段階で評価委員による各所属長とのヒアリングを経まして、事業ごとに御意見をいただきました。3ページ以降が詳細な記載となりますが、事務・事業全体を通した、評価委員さんからの主な意見といたしましては、概ね効果的に目標を達成しているとの評価をいただいております。また、事業実施に当たり有効性や効率性を高める必要があるという意見等もございましたので、今後の事業実施に反映してまいりたいと考えております。なお、本点検評価報告書につきましては、教育委員会会議にお諮りした後、9月議会へ報告をさせていただきますので御承知おきくださいますようお願いいたします。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第20号、「令和3年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第21号、「坂戸市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

次長兼社会教育課長 議案第21号、坂戸市立歴史民俗資料館の設置及び管理に

関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、規定上必置としている運営専門委員について、任意設置とすることとする等、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。はじめに、改正理由ですが、昭和55年の歴史民俗資料館の開館当初は、運営専門委員会において展示替え等についての協議をしておりましたが、昭和59年度以後は同委員会を開催した記録がなく、現在も同委員の委嘱をしていないことから、任意設置とするものいたします。現在、資料館の事業は職員のみで行っており、運営専門委員を置くことの必要性が少なくなっております。しかし、今後、運営方針の見直し等が必要となった際に、各分野の専門家から意見を聴取して対応してまいりたいと考え、任意設置とすることといたします。続いて、運営専門委員は、館長が委嘱することとしておりますが、外部の方に委員を委嘱するため、教育委員会が委嘱することが適当であることから、教育委員会が委嘱することといたします。さらに、運営専門委員は、資料館の開館当初から当分の間、坂戸市文化財保護審議会委員が兼ねることができると規定しておりましたが、開館当初から時間が経過していることから、当該規定を削除いたします。最後に、委任に関する規定について、この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が館長と協議して定めることとされておりますが、原則として教育委員会がその事務局の内部組織に属する館長と協議する必要性はないこと及び教育長に事務を委任することがより適当であることから、教育長が別に定めることといたします。説明は、以上になります。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第21号、「坂戸市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第5回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和4年度第5回坂戸市教育委員会会議閉会>